



4

国民健康保険税の介護分の限度額
及び医療分の税率が変わります！

町政トピックス

桂川町役場 ☎ 65・1100 (代表)

FAX 65・3424

【改正前 平成 20 年度】

	医療分	支援分	介護分
所得割税率	8.5%	3.8%	1.05%
資産割税率	23.0%	12.0%	7.9%
均等割額 (年間1人当たり)	12,700 円	6,000 円	6,600 円
平等割 (年間1世帯)	19,300 円	5,000 円	3,700 円
限度額	470,000 円	120,000 円	90,000 円

変更

【改正後 平成 21 年度】

	医療分	支援分	介護分
所得割税率	7.5%	3.8%	1.05%
資産割税率	23.0%	12.0%	7.9%
均等割額 (年間1人当たり)	17,000 円	6,000 円	6,600 円
平等割 (年間1世帯)	21,000 円	5,000 円	3,700 円
限度額	470,000 円	120,000 円	100,000 円

※国民健康保険税の税率は、保険税収入と医療費の支給（支出）の均衡を
図りながら決定されます。

問合先

税務課

税務係

☎ 65・1076

お詫びと訂正

広報けいせん5月号の
議会だより「一般質問」
中の議員名紹介で脱字が
ありました。

お詫びして訂正します。

訂正前 竹本慶吉議



訂正後 竹本慶吉議員

